

平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録  
目 次

第 1 号（11月16日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集あいさつ	5
議案第1号	7
議案第2号	8
一般質問	9
閉会の宣告	15

◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第8号

平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成24年11月16日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

平成24年11月6日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録

平成24年11月16日(金)

午後3時00分開会

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第1号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)  
日程第 4 議案第2号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について  
日程第 5 一般質問
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(12名)

1番	小 易 和 彦	2番	植 村 博
3番	平 野 光 一	4番	泉 川 洋 二
5番	天 下 井 恵	6番	林 伸 司
7番	原 八 郎	8番	福 井 み ち 子
9番	戸 辺 実	10番	佐 藤 誠
11番	石 田 信 昭	12番	石 井 昭 一

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士
副 管 理 者	秋 山 浩 保
副 管 理 者	伊 澤 史 夫
監 査 委 員	松 丸 幹 雄
会 計 管 理 者	大 竹 守 夫
事 務 局 長	佐 々 木 進
事 務 局 次 長	川 村 一 男

総務課長	鈴木栄一郎
あじさい所長	川村一男
しらさぎ所長	笠井雅之
周辺整備室長	武田秀一
主幹	國井潔（柏市廃棄物政策課長）
主幹	藤咲克己（白井市環境課長）
主幹	佐山佳明（鎌ヶ谷市クリーン推進課長）

---

事務局職員出席者

周辺整備室主幹	渡邊直巳
総務課長補佐	垣岡俊男
しらさぎ所長補佐	井上行一郎
総務課総務財政係長	栗原稔
総務課総務財政係	大竹隆行
総務課総務財政係	篠宮武
あじさい管理係	志田智明
しらさぎ管理係	沼中裕一郎

## 午後 3時00分 開会

### ◎開会の宣告

○議長（石田信昭君） それでは、定刻になりましたので、皆様、会議を始めさせていただきます。本日は公私ともに大変ご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件であります。配付漏れがないかお調べをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（石田信昭君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に12番、石井昭一議員及び1番、小易和彦議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（石田信昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎管理者招集あいさつ

○議長（石田信昭君） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

清水管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件であります。この議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、前年同期と比べまして、し尿は69.49トン減で、率にして2.02%の減、浄化槽汚泥は406.48トン増で、率にして3.23%の増となり、全体として336.99トン増で、率にして2.10%の増であります。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、前年同期と比べまして424.27トン減で、率にして1.75%の減であります。また、同施設のばい煙及びダイオキシン類等の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値、自主目標値以下であり、安定した操業をさせていただいております。さらに、両施設の焼却灰等の放射エネルギーにつきましては、国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、より自主規制の厳しい灰の受け入れ先の最終処分場におきましても、これを超過することなく適切に処分をしております。

なお、最終処分先のグリーンフィル小坂株式会社より昨年末に返却された焼却灰約33トンにつきましては、クリーンセンターしらさぎの施設内で保管しております。秋田県小坂町が今月中に受け入れの再開をすると聞き及んでおりますが、受け入れ基準値が1キログラム当たり4,000ベクレル以下のため、返却された焼却灰の数値は、現段階ではこれを満たしておらず、今後秋田県の処分場にかわる処分先も考慮し、関係自治体との事前協議等を調整してまいり所存です。それまでの間、当該焼却灰の保管につきましては、引き続き十分な安全対策を講じてまいります。

続きまして、組合施設敷地境界付近での空間放射線量の測定結果につきましては、地上より1メートルの高さで、毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、全体に低下傾向ではありますが、今後も継続して監視に努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改訂につきましては、先月に第3回目の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会を開催し、今月の19日に第4回目の開催を予定しております。今後パブリックコメント等を実施し、より広く意見を取り入れ、今年度中に新しい一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定する予定でございます。

続きまして、周辺整備事業における散策路整備につきましては、工事契約が済み、来年4月のオープンを目指しております。なお、散策路の名称は、環境委員会の散策路専門部会において、「さわやか環境緑地」に、愛称といたしまして「ふれあい散歩道」と決定してございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、平成24年度予算の歳入歳出にそれぞれ2,035万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を34億

7,719万6,000円とするものでございます。内容でございますが、歳入につきましては、繰入金では1,097万7,000円増額し、1億4,782万4,000円とするものでございます。また、諸収入では、937万7,000円を増額し、4,274万2,000円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、衛生費では、2,035万4,000円増額し、25億5,407万5,000円とするものでございます。

次に、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日に大網白里市になることに伴い、千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

**○議長（石田信昭君）** 日程第3、議案第1号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長（佐々木 進君）** 議案第1号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,035万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億7,719万6,000円とするものでございます。

それでは、1ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入では4款繰越金、1項基金繰入金を1,097万7,000円増額し、1億4,782万4,000円とするものでございます。

また、6款諸収入、1項雑入を937万7,000円増額し、4,274万2,000円とするものでございます。歳入総額全体では2,035万4,000円を増額補正いたします。

次に、歳出では、3款衛生費、1項清掃費を2,035万4,000円増額いたします。

以上によりまして、補正前の歳入歳出予算総額34億5,684万2,000円を歳入歳出それぞれ34億7,719万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出の詳細についてご説明いたします。

初めに、歳入ですが、6ページから7ページをお開きください。4款繰越金、1項基金繰入金につきましては、歳出の増額補正に伴う財源不足分1,097万7,000円を財政調整基金から充当するものでございます。

次に、6款諸収入、1項1目雑入につきましては、容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第10条の2、市町村に対する金銭の支払いの規定に基づくもので、当組合が回収したプラスチック製容器包装類やペットボトルなどの資源化をすることにより、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から再商品化合理化拠出金が9月21日に支払われたことから、柏市分で149万4,000円、鎌ヶ谷市分で788万3,000円、合計で937万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出ですが、8ページから9ページをお開きください。3款衛生費、1項清掃費でございますが、2目ごみ処理費につきましては、東京電力株式会社の電気料金値上げに伴い、クリーンセンターしらさぎの電気料金が約2カ月分不足する見込みとなることから、2,035万4,000円を増額し、補正後の予算額を10億4,288万1,000円とするものでございます。

次に、3目共同化処理費につきましては、歳入でご説明いたしました再商品化合理化拠出金の受け入れに伴い財源更正を行うものでございます。

なお、再商品化合理化拠出金につきましては、今回937万7,000円を一般財源から特定財源に財源更正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（石田信昭君）** 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、これから採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（石田信昭君）** 起立全員です。

よって、議案第1号 平成24年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第2号

**○議長（石田信昭君）** 日程第4、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長（佐々木 進君）** 議案第2号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し大網白里市になることに伴い、千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

裏面の千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約と、その資料といたしまして添付してございます新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。その改正内容でございますが、別表第1中及び別表第2中の団体名の改正となっております。まず、別表第1及び別表第2をご説明申し上げますと、別表第1につきましては、組合を組織する市町村等93の団体名、別表第2につきましては、共同処理する事務15件を事務区分ごとに市、町村、一部事務組合等の順に団体名が記載されております。今回大網白里町が市になることから、別表第1中及び別表第2中の大網白里町に係る13件の事務について、神崎町または東庄町の次に記載されていた大網白里町をいすみ市の次に大網白里市として記載するものでございます。

なお、この規約は平成25年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（石田信昭君）** 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、これから採決をいたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（石田信昭君）** 起立全員です。

よって、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

**○議長（石田信昭君）** 日程第5、一般質問を行います。

事前に通告のありました平野議員について質問を認めます。

3番、平野光一議員。

**○3番（平野光一君）** 柏の平野光一です。通告に従って順次質問をいたします。

今、当組合の一般廃棄物処理基本計画の見直しが審議会において議論されています。第3回審議会の資料の1ページには、循環型社会の構築、3Rを推進し、資源を次の世代へという基本理念が掲げられています。これは全く正しいし、どこの自治体の計画を見ても同様の言葉が掲げられていることだろうと思います。2000年に循環型社会形成推進基本法が制定され、自治体ではこの基本的枠組み法ともいうこの法に基づいて計画がつくられています。しかし、問題は、国が本気で循環型社会の形成を目指しているかどうかということです。3つのR、リデュース、リユース、リサイクルは、並列の関係ではなくて、第1にごみをもとで出さないリデュース、第2に再使用、再利用、リユースを重視する、3番目にリサイクルするという優先順位を決めた考え方です。ごみを減らす上で一番大事な、ごみをもとで出さないという方向に転換するための決め手である拡大生産者責任制度やデポジット制度の法制化は後回しにして、依然として焼却処理優先の政策で大規模で効率的なごみ焼却施設、ある

いは機械化した大がかりなりサイクル施設を自治体に導入させようと誘導しています。こうした問題意識から今回4点質問をいたします。

質問の1点目、環境省が進める高効率ごみ発電は、環境省が言うような自治体負担の軽減、地球温暖化防止に寄与することになるでしょうか認識をお示してください。

質問の2点目、一般廃棄物の焼却率は、韓国14%、ドイツ25%、オランダ32%、フランス34%などに対して、日本は79%という異常な高さです。日本の焼却処理優先政策にこそ、日本のごみが減らない最大の原因があると考えますが、いかがでしょうか。

質問の3点目、日本のごみ焼却炉の焼却能力は、全国で1日当たり18万5,000トンですが、実際に焼却しているごみは、1日当たり9万3,000トン、半分です。つまり燃やすごみが足りない状況になっています。広域処理やそれに伴う処理施設の大型化は、そもそもごみ減量の取り組みに逆行するのではないのでしょうか。

質問の4点目、出たごみを燃やすという仕組みから、ごみをもとで出さない仕組みに転換しなければなりません。発生元でごみを減らすために拡大生産者責任、デポジット制度の法制化を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点の質問にお答えいただき、あとは一問一答の形で質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

**○議長（石田信昭君）** 答弁を求めます。

事務局長。

**○事務局長（佐々木 進君）** 大きなご質問の今後のごみ行政の方向についてお答えしたいと思います。ご質問は4点ございました。まず、1点目の環境省が進める高効率ごみ発電等についてお答えいたします。

国において平成14年3月に廃棄物分野の関連施策として地球温暖化対策推進大綱を決定しました。その内容は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物の焼却量を抑制しつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からの廃熱を有効利用する廃棄物発電やバイオマスエネルギーの促進等により、化石燃料の使用量の抑制を推進するものでございます。さらには、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、廃棄物処理施設の整備に当たっては、その前提として廃棄物の排出抑制を最優先とし、廃棄物の不適正処理の防止や環境への負荷低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うとともに、国と地方が共同して循環型社会の形成を推進することを基本理念としています。また、温室効果ガスの排出抑制にも配慮することが極めて重要等の認識に立ち、熱回収技術や排ガス処理技術の進展を踏まえ、焼却時に可能な限り発電を実施し、ごみ焼却施設の総発電能力を約2,500メガワットへ向上させることを目標としております。

なお、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出量のうち、ごみ焼却による排出量が、その多くを占めていると考えられておりますので、高効率ごみ発電につきましては、化石燃料の節約等を

通じて、温室効果ガスの削減や地球温暖化防止に寄与するものと考えられております。また、自治体負担の軽減に寄与するかどうかにつきましては、循環型社会形成推進交付金制度等による交付率のアップ等もあり、初期投資費用の支援については国において行われているところでございますが、各施設により負担軽減に対する寄与度にはそれぞれ違いがあるものと考えてございます。

なお、当組合施設につきましては現在発電設備を有しておりませんが、ごみ発電等の設置を検討する際には、現有施設による発電量や維持管理費用を調査、検証した上で総合的に判断してまいりたいと考えております。また、安定的な発電をするためには、石油代替燃料として活用するごみの発熱量によって発電量が大きく左右されることから、発熱量の高いプラスチック系ごみや紙ごみ等が大量に必要なことも想定されますので、ごみの減量化施策とあわせ慎重に検討する必要があるものと考えております。

続きまして、ご質問の2点目、日本のごみが減らないのは国の焼却処理優先政策が最大の原因ではないかについてお答えいたします。日本においてごみの焼却がなされるようになったのは、江戸時代に伝染病が蔓延したことによるものとされております。日本のような温暖な気候、風土では、単なる埋め立ては衛生面に不安があるため、ごみを衛生的かつ安全に処理できる焼却処理が大いに伝染病の予防につながると考えられたことによるものとされております。その後、明治33年には公衆衛生の強化の一環として日本で最初の廃棄物に関する法律である汚物掃除法が制定され、その施行規則において汚物等の処分はなるべく焼却によると定められました。また、単なるごみの埋め立てでは処分場が際限なく必要となるため、国土の狭い日本では処分場の確保が困難なことも重なって、衛生処理の象徴として焼却場を建設することが国策として推進されてきたのではないかと思います。また、総務省の統計によりますと、日本は一般廃棄物の総発生量は先進国の中でも高い水準にありますが、人口1人当たりの発生量は先進国の中でもかなり低い水準でございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり焼却処理を中心としたごみ処理方法は、環境に負荷をかけていることはもとより、ごみは焼却するものとの認識が少なからずあることなどから、減量化や資源化がなかなか進まないことも一方にはございます。このような状況を踏まえまして、さらに減量化、資源化の意識づけ等を行い、3Rを推進すべく、構成市と協力し、市民等と協働して減量化施策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の3点目、広域処理及び処理施設の大型化とごみ減量の取り組みについてお答えいたします。まず、一般的には広域処理を実施することで、単独の自治体がすべてのごみ処理を建設する必要がなく、近接した自治体と提携することにより、施設の集約が可能であり、それによりスケールメリットが生じ、施設建設費や維持管理費の削減が期待できるとともに、一定量のごみを確保でき、ごみ質の均一化に伴い安定的な施設の稼働につながるものと考えられます。また、環境面におきましては、施設の統合化や集約化により環境への負荷の低減や、さらには資源化面におきましても一定の資源物量の確保が可能となり、流通過程での合理化を促進できるものと考えられます。

次に、施設の大型化につきましては、まず焼却炉の前処理ではごみの均一化、高カロリー化など。

次に、焼却炉ではばいじんの低減対策、有害物質の完全分解、無害化など。最後に焼却灰の処理では、高減容化率の達成や重金属を含む灰分の安定化などや、さらにはスラグ等の活用を踏まえまして、経済的に焼却設備、または焼却施設の大型化が進んできているものと思われます。したがって、広域処理または処理施設の大型化につきましては、コスト面や処理の効率化等から進展してきたものがありますが、ごみ処理事業の根幹である減量施策を踏まえますと、ごみの発生にかかわる将来推計に鑑みて広域化や施設規模を検討することが肝要と考えてございます。

なお、広域処理及び処理施設の大型化により減量が進まないのではという議員のご指摘につきましては、ごみ処理事業の原則として、ごみの減量化の取り組みは、広域化や施設規模を問わず、基本的事項として実施されるべきものであり、当組合を含め連携する関係団体等と協働し、効果的なごみ減量化施策を展開するとともに、必要に応じ、適宜施策を見直し減量が進むよう、ごみ処理事業を取り組むことが重要であると考えてございます。

最後に、ご質問の4点目、拡大生産者責任の法制化についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり拡大生産者責任の法制化等につきましては、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の社会を築く上で必要不可欠なものであり、そのためには生産者が生産過程で廃棄物になるべく出ない、もしくはごみになりにくい製品をつくり、使用済みの製品の回収や資源化まで一環として一定の責任を持つことが重要であると考えております。また、拡大生産者責任とあわせ、使い捨て容器等にデポジット制度を導入することなども、リサイクル率向上のために極めて有効な手段であると思われます。既に欧米の国々では、省資源、資源循環を実現するために拡大生産者責任やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみの減量化や再使用化に大きな効果を上げているように聞いております。当組合におきましても循環型社会の構築を目指すことを基軸に基本計画を策定し、その目標を達成すべく、各構成市や関係団体等と連携しておりますが、当該法制化につきましても積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（石田信昭君）** 3番、平野光一議員。

**○3番（平野光一君）** 以下一問一答でお願いいたします。ごみ発電については、今このことが当組合で課題になっていることではありませんけれども、答弁では慎重に検討する必要があるということでした。ぜひこの立場を貫いていただきたいと思います。ごみ発電の一番の問題は、燃やすごみが少なくなると発電できなくなるということです。先日議会で視察しました川越市の施設のごみ焼却炉ですけれども、皆さん視察先でいただきましたけれども、この施設の正式名称は熱回収施設となっています。全体は川越市資源化センターなのですけれども、焼却炉は熱回収システムというのが正式名称です。3つのR、3Rを徹底して進めて、どうしても燃やさざるを得ないものだけを最小限燃やすという立場を私たちは目指すべきだと考えますが、目的が逆転して熱エネルギーを効果的に回収する、これが主目的になりますと、燃やすごみがなくなると困る、少なくなっても困る。おかしいことにな

ってしまいます。費用対効果という面からだけではなくて、理念の問題として、このごみ発電、これは採用すべきではないということを私は主張しておきたいと思います。

2点目のごみ処理の広域化、施設の大型化の問題です。先ほどの答弁では、広域化、大型化については肯定的な答弁でした。実際に共同処理に取り組んでいる当組合の立場からは当然の答弁かと思いますが、こういった問題についてもタブー視しないで、さまざまな角度から議論することが必要だろうと思います。

そこで、まず質問ですけれども、当組合のごみ処理施設しらさぎの処理能力に対する処理量、いわゆる稼働率は、昨年度、平成23年度何%だったのでしょうか。

**○議長（石田信昭君）** しらさぎ所長。

**○しらさぎ所長（笠井雅之君）** ただいまの質問につきましてお答えを申し上げます。

クリーンセンターしらさぎでは、平成12年度より稼働している施設でございますが、当時16時間運転で定格能力として1日171トンでございました。しかしながら、排ガスの安定化や焼却時の立ち上げ、立ち下げ等の設備負荷を軽減するため、地域住民の皆様からご了解をいただきまして、平成22年度より24時間運転にさせていただいたところでございます。平成23年度クリーンセンターしらさぎにおける1日処理能力に対する1日平均処理量でございますが、362日間稼働いたしまして、1日平均109.96トンの処理を行っております。また、稼働率で申し上げますと、3炉運転を定格能力といたしますと、256.5トンと考えた場合に42.87%となります。常時2炉運転をベースに考えた場合には、稼働率で64.3%となっております。現在焼却炉については、3カ月ごとのローテーションで点検、整備を行っており、焼却量の動向を見ながら2炉運転等を行っております。これは安定的な処理に資するため、定期点検や修繕の時期を考慮し運転を実施しているものでございます。

以上でございます。

**○議長（石田信昭君）** 3番、平野光一議員。

**○3番（平野光一君）** 答弁では3炉運転ということで考えると約43%、2炉で常時運転するということでは64%だということです。平成3年当時、最初のころにいただきました組合の概要に、一番最初に総説ということで組合の沿革が書かれています。そこのごみ処理事業クリーンセンターしらさぎのところを見ますと、ごみ処理事業は現在クリーンセンターしらさぎで白井市を除く柏市、旧沼南町地域のみと鎌ヶ谷市のごみを処理しています。平成3年当時、沼南町、現柏市と鎌ヶ谷市の両市がごみ焼却施設の建てかえを計画していたことから、ごみ処理事務を共同で行うための協定書を締結して、平成12年3月にごみ処理施設クリーンセンターしらさぎを設置しましたということです。この平成3年当時、旧沼南町と鎌ヶ谷市でごみ処理の共同化が議論されたときも、やはりスケールメリットであるとか、あるいはコストの削減につながる、あるいは効率化、環境への負荷の軽減、こういったことが言われたと思うのです。先ほどの答弁でも、事務局長の答弁でもスケールメリットということが言われたわけですけれども、今の答弁では稼働率で言いますと、3炉つくってしまったわけなのですが、

その3炉で計算すると43%だということでありましてけれども、この43%の稼働率考えたときにスケールメリットがあるというふうに言えるでしょうか。お答えいただきたいと思います。

**○議長（石田信昭君）** しらさぎ所長。

**○しらさぎ所長（笠井雅之君）** ただいまの質問につきましてお答えをさせていただきます。

一般的には広域処理を実施することで単独の自治体がすべてごみ処理施設を建設する必要がなく、広域により施設の集約化が可能であり、施設建設費や維持管理費の削減が期待できると考えております。また、環境面では施設の統合や集約化により環境への負荷軽減等が可能であると考えております。組合でごみ処理業務を引き継ぐ平成11年度以前におきましては、沼南町では50トンの炉がございました。鎌ヶ谷市では90トンの炉がございました。それぞれ排ガス処理設備は、電気集じん機を所有しておりました。これを平成12年度より組合施設1つとして171トンの炉、1日当たり16時間稼働ということで、排ガス処理設備はろ過式集じん機、バグフィルターを設置いたしまして運転管理を現在も行っております。2施設を1施設としており、人件費、維持管理費、環境面等においても多少軽減されていると考えます。

以上でございます。

**○議長（石田信昭君）** 3番、平野光一議員。

**○3番（平野光一君）** 一部事務組合というのは、あるいはこの広域処理というのは、複数の自治体がそれぞれ、それぞれの事情を抱えながらやっているわけですから、今の答弁でも建設費用なんかも含めて考えたらどうなのかということを知りたかったわけですが、スケールメリットがあるかと聞かれば、あると考えられるということの答弁です。しかし、こういう問題、今はっきり43%でスケールメリットがあるというふうに言うというのは、これはやっぱりちょっとどうかなというふうに思います。いずれにしても日本のごみ焼却施設というのは、第1問のところで言いましたけれども、焼却量の約2倍の過大な施設をつくってききました。この当組合でも43%、少し余裕を持たせても、その処理量の2倍の能力を持っているということが言えると思うのです。ちなみに、柏市の状況をこの平成23年版の柏市清掃事業概要、これで見ますと、南北の2つの清掃工場がありまして、そのそれぞれの処理能力は、北部が日量300トン、南部が日量250トン、合計で550トンの処理能力。平成23年度の1日平均焼却ごみ量を処理能力で割りますと、単純に割りますと約43%、当組合のしらさぎと同じような数字になります。前の市長のときに過大な人口予測、そしてそれに伴う過大なごみ排出予測に基づいて南部清掃工場をつくりましたが、柏と沼南の合併が話題になった時点で当組合のしらさぎの有効活用などを考えていけば、私は柏市の南部清掃工場は建設必要なかったというふうに考えます。それで、質問ですけれども、当組合が将来どういうふうになるのか、あるいは単独処理に戻るのか。それとも共同処理、広域処理、さらに広域の処理をするのか。そういうことをどちらにしても燃やすごみを最大限減らす、これは原則として、それを目指しながら、処理施設は身の丈に合ったものにするということが大事だと思うのです。この点についてはどうでしょうか。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ただいまの質問につきましてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり現在定格能力からの稼働率は低い状況下でございます。現在も焼却量や各種設備の整備等にかかわる日数等を勘案し、常時2炉運転で行っております。3つの焼却炉をローテーションで稼働させている状況でございます。しかしながら、稼働状況等につきましては、今後のごみ減量化の動向や各種リサイクル施策等の状況を踏まえまして、必要に応じて調査、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 3番、平野光一議員。

○3番（平野光一君） あと5分ほどなのですが、今のごみ焼却施設の全国的な動向を見ますと、柏市が南部清掃工場をつくった時期ですね、全国で大型の焼却炉が次々とつくられていきまして、今ごみ焼却炉のプラントメーカーにしてみますと物すごく仕事が減っている時期なわけなのですね。それで、環境問題も起きまして、そのプラントメーカーなども参加する団体は、第1問のところでは一番最初に述べました高効率ごみ発電施設、これを大きく取り上げて各自治体や一部事務組合に導入をしよう、そういう運動があります。大型の施設でお金もかかるということで、さらなる広域化ということが目指されていっているわけですが、やはりこのごみ処理は自区内処理というのを原則にしながら、できるだけ小さな施設で、しかも、その小さな施設もさらに小さくできるような、そういうごみの減量を目指していくと、そういう立場が大事だろうと思います。

最後の質問で述べました拡大生産者責任、ごみをもとから減らそう、デポジット制度も含めてですけども、この法制化については組合としてもさまざまな機会を通じて積極的に検討していきたいという答弁でありました。ぜひ国に対して強く働きかけていていただきたいと思います。当議会としても私は全体で合意できることではないかなというふうに、議員の皆さんにもご意見を聞きたいと思っております。ぜひ合意できることであれば、次の議会に向けて国に法制化を求める決議など、組合としても上げてはどうかということをご提案させていただきまして、質問を終わります。

○議長（石田信昭君） これで平野光一議員の一般質問を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（石田信昭君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。慎重なるご審議、大変ご苦勞さまでした。以上もちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3時45分 閉会